

受付番号： 2021-1-149

課題名：入院中における転倒転落リスクの可視化

### 1. 研究の対象

2011年04月01日から2021年03月31日までの期間に東北大学病院と大崎市民病院で入院診療した症例

### 2. 研究期間

2021年05月（倫理委員会承認後）～2025年03月31日

### 3. 研究目的

入院中の転倒転落リスクを可視化し、転倒転落の防止に役立てる。

### 4. 研究方法

転倒転落と関係の強い因子を統計学の手法を用いて抽出する。転倒転落の種類を機械学習の手法を用いて抽出する。これらの知見をもとに、個々の症例が転倒転落リスクを算出する計算式を導出する。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：なし

情報：日時、年齢、性別、入院からの経過日数、病名、入院診療科、入院病床、入院中に転倒転落を生じた症例に関する神経症状・睡眠状況、排泄状況、行動制限状況、リハビリテーション状況、投与薬剤

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし。

### 7. 研究組織

東北大学病院（研究責任者：富永 悌二）

大崎市民病院（研究責任者：吉田 昌弘）

## 8. 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況

本研究で使用する研究費は無い。本研究に係る利益相反は無い。

## 9. 対象者に予測されるリスク及び利益とその対応

本研究では、研究へ参加することにより対象者に生じると予測される利益、危険、不利益は無い。また対象者に対する経済的負担および謝礼は発生しない。これらに関する問い合わせへの対応は「11. お問い合わせ先」にて対応する。

## 10. 個人情報の取り扱い、試料・情報の保管および廃棄の方法、研究結果の公表

本研究では試料を扱わない。個人情報は情報取得時に破棄する。収集した情報は厳格な管理のもと保管し、研究終了日から5年ないし結果公表日から3年（いずれか遅い日）に廃棄する。研究概要を登録し、研究計画書変更、研究進捗に応じて適宜更新する。研究結果は、研究終了後に、研究対象者の個人情報保護に措置を講じた上で、遅滞なく研究結果を医学雑誌等に公表する。

## 11. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先：

研究事務局

氏名：園部 真也

所属：東北大学病院 脳神経外科

電話：022-717-7230

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号

研究責任者

東北大学 大学院医学系研究科 神経・感覚器病態学講座 神経外科学分野 富永 悌二

研究代表者

東北大学 大学院医学系研究科 神経・感覚器病態学講座 神経外科学分野 富永 悌二

## ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「11. お問い合わせ先」

## ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

## ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合